

苦情解決第三者委員について

◇松田町社会福祉協議会は、本会が実施する、事業（サービス）における苦情解決について社会性や客観性を確保するとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決第三者委員を設置しています。

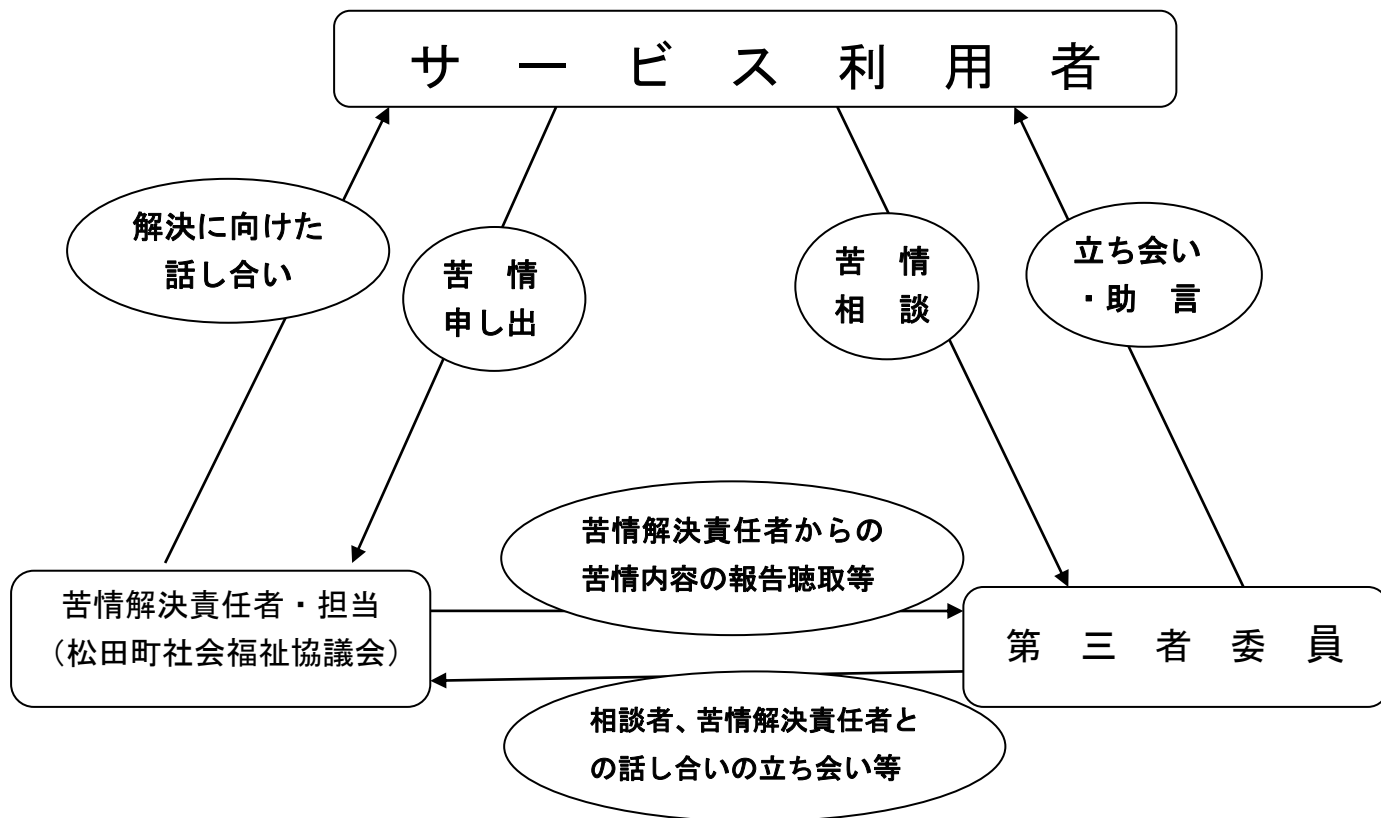
【第三者委員の役割】

苦情解決担当者や責任者との話し合いだけで、納得がいかない場合、第三者の立場にある「第三者委員」が間に入り、必要な助言を行うことで、話し合いにより、苦情を解決いたします。

【第三者委員の職務】

- 苦情解決責任者から苦情解決の要請のあった苦情内容の報告聴取
- 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- 利用者からの苦情の直接受付
- 苦情申出人への助言
- 事業者への助言
- 必要に応じ、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- 日常的な状況把握と意見聴取

苦情解決のための流れ



ご意見・苦情等につきましては、社会福祉協議会または、
第三者委員へ直接申し出ることができます。

【第三者委員連絡先】	東城 芳博	83-7202
	吉崎なつき	89-2867
	和田 八重	82-5342

松田町社会福祉協議会の

福祉サービスをご利用のみなさま

お困りのときは、 ご相談下さい

しゃかい ふくしきょう ぎかい ていきょう ふくし
☆ 社会福祉協議会が提供する福祉
さーびす
サービスについての、ごいけん おこまり
ご意見やお困りご
しゃかいふくしきょうぎかい
とにつきましても、社会福祉協議会また
だいさんしゃいいん ちやくせつもうしでる
は、第三者委員へ直接申し出ることがで
きます。

【連絡先】

松田町社会福祉協議会

82-0294

第三者委員

《中立的な立場で相談を受け付けます。》

(氏名)

(電話番号)

東城 芳博

83-7202

吉崎 なつき

89-2867

和田 八重

82-5342